

国立大学法人の平成16事業年度財務諸表の概要について

1. 国立大学法人の財務諸表

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（本稿において「国立大学法人」という。）は、国民その他の利害関係者に対し財政状態や運営状況に関する説明責任を果たし、自己の状況を客観的に把握する観点から、上場企業と同様の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分（損失の処理）に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書）の作成及び公表が義務付けられております。

国立大学法人は、事業年度の終了後3月以内に財務諸表を文部科学大臣に提出することとされており、文部科学大臣は、国立大学法人評価委員会の意見を聴いたうえで、承認を行うこととされています。また、全ての国立大学法人は、財務諸表の提出にあたって、監事の監査のほか、会計監査人（公認会計士）の監査を受けることが義務付けられております。

文部科学大臣に対し、全ての国立大学法人より提出期限である6月末までに財務諸表の提出があったため、先般、国立大学法人評価委員会を開催し、意見を聴いたところ、財務諸表の承認にあたって特段の意見はありませんでした。

これを受け、今般、各国立大学法人から提出を受けた財務諸表について8月29日に承認を行ったところであります。

2. 国立大学法人会計基準の特徴

国立大学法人の財務諸表は、国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解、並びに国立大学法人会計基準に関する実務指針（以下「会計基準等」という。）に従って作成することとされています。

国立大学法人会計基準は、企業会計原則を原則としつつ、独立行政法人会計基準を基礎として、国立大学法人の主たる業務内容が教育・研究であること、学生納付金や附属病院収入等の固有多額の収入を有すること、国立大学法人間における一定の統一的取り扱いが必要とされることなどの特性に配慮して、必要な修正を行ったものであり、基本的な取り扱いは独立行政法人会計基準と共通しております。

企業会計には無い主要表として、国立大学法人等業務実施コスト計算書がありますが、独立行政法人会計基準における行政サービス実施コスト計算書と同様、国立大学法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられる現在及び将来のコストを表示するものであり、損益計算の対象とはならない国からの無償借り受け資産の賃料相当額などを機会費用として加える一方で、国民の直接の負担とはならない学生納付金等の自己収入を除いて算定するものです。

また、主要表の表示に関し、国立大学法人に特徴的なものとして、損益計算書において業務費を教育・研究・診療などの目的別に区分していることなどがあります。

官庁会計、企業会計、独立行政法人会計と国立大学法人会計との主な差異については

別紙 1、国立大学法人に特徴的な会計処理については別紙 2 をご参照願います。

3. 平成 16 年度決算の概要

以下、国立大学法人の財務諸表を合計した別紙 3 をご参照願います。

(1) 貸借対照表

(資産の部)

資産の総額は、国立大学法人合計で 9 兆 7 9 3 億円（以下、特に断らない限り国立大学法人の単純合計）うち、土地・建物・研究機器等が約 7 兆 7 千 3 6 3 億円、教育研究用の図書が 4 千 7 6 2 億円、現金預金が約 4 千 8 2 5 億円などです。

特徴的なものとして研究活動の結果生じた特許権が 1 3 億円あります。

(負債の部)

負債の総額は 2 兆 8 千 2 0 億円であり、うち、固定負債として償却資産を承継・取得した場合に当該資産の見返として計上し、減価償却処理により費用が発生する都度、取り崩して収益化する取り扱いとされる資産見返負債が 8 千 3 1 3 億円、国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財政投融资資金借入金等のうち、各国立大学法人が債務を負担することとされた相当額が 8 千 5 3 8 億円、長期借入金（産業融資特別会計借入金及び国立大学法人化後における借入額の合計）相当額が 2 千 8 9 6 億円、また、流動負債として退職給付等の未執行額である運営費交付金債務が 2 6 1 億円、未執行の寄附金である寄附金債務が 1 千 4 7 9 億円などです。

(資本の部)

資本の部の総額は、6 兆 2 千 7 7 3 億円であり、資本金（国からの出資金）が 6 兆 6 6 5 億円、資本剰余金が 2 千 8 4 7 億円であり、当期末処分利益が 1 千 1 0 3 億円です。

資本金は、出資対象財産の評価額から国から承継した借入金を差し引いた差額として算定する仕組みとしたため、全額について現物出資となります。

国から出資された教育・研究用の建物等については、減価償却費に見合う収益の獲得が見込めないことから、減価償却処理を損益計算に反映させず、資本剰余金から控除する取り扱いとしておりますが、その損益外減価償却累計額が 1 千 8 5 5 億円です。

(2) 損益計算書

(経常費用)

経常費用の総額は 2 兆 3 千 6 2 2 億円であり、業務費については、支出の目的に応じた表示する方法によっております。人件費を除く教育経費は 1 千 4 0 億円、研究経費は 2 千 3 3 3 億円、診療経費は 4 千 2 8 4 億円、人件費は 1 兆 3 千 5 1 億円です。

(経常収益)

経常収益の総額は 2 兆 4 千 4 5 4 億円であり、運営費交付金収益が 1 兆 1 千 6 5 5 億円、学生納付金収益が 3 千 5 6 8 億円、附属病院収益が 6 千 2 4 5 億円、受託研究等収益が 1 千億円です。また、資産見返負債戻入が 1 千 4 億円計上されており、これは、運営費交付金、授業料、寄付金及び国から承継された物品等の償却資産について、取得に

際し、その同額を取得財源から貸借対照表の負債に振り替え、当該資産の減価償却処理を行う都度、その同額を取り崩しのうえ収益化し、損益に影響させない独立行政法人や国立大学法人特有の会計処理によるものです。

(臨時損益及び当期総利益)

臨時損失は1千591億円、臨時収益は1千863億円であり、臨時利益は、271億円です。また、当期総利益は、1千103億円です。

(3)その他主要表

(キャッシュ・フロー計算書)

業務活動によるキャッシュ・フローが6千309億円、投資活動によるキャッシュ・フローが1千440億円、財務活動によるキャッシュ・フローが830億円であり、期末資金残高は4千237億円です。なお、貸借対照表の現金及び預金と不一致である理由は、当該計算書の注記にあるとおり、貸借対照表において定期預金を現金及び預金に含めている国立大学法人があるためです。

(国立大学法人等業務実施コスト計算書)

国民の負担に帰すべき実質的なコストは、1兆6千160億円です。この額は、損益計算書を基礎としつつ、納税者たる国民の負担とはならない自己収入等を控除し、損益外処理や機会費用について加算して算定しております。

(4)当期総利益

前述のとおり、当期総利益は1千103億円です。これは、基本的には、官庁会計における現金主義から企業会計における発生主義に変更になったことなど会計ルールの変更により発生したものです。詳細については、別紙4をご参照願います。

(参考)資本金額の修正

平成16年11月から平成17年7月にかけて実施された会計検査院の实地検査において、法人設立当初の出資対象資産の範囲及び資産の評価額に誤りがあるとの指摘を受けたことを契機に、各国立大学法人において正しい財務諸表を作成するために出資対象資産について精査したところ、誤りが判明したため、当初の資本金額に比べ差し引き176億円を修正増としております。これは、主に国立大学法人移行の直前の平成15年度末に建設・修繕した建物等について旧国立大学の内部部署間における連絡が十分に行われていなかったこと、減価償却の適用の誤りなどにより発生したものです。

なお、平成16事業年度における財務諸表は、この誤りを修正した後のものです。

資本金額の推移

修正前	修正後	差引
60,489億円	60,665億円	176億円

別紙資料集

別紙 1	各種会計の特徴について……………	1
別紙 2	国立大学法人に特徴的な会計の取り扱いについて……………	3
別紙 3	国立大学法人の財務諸表の概要……………	5
別紙 4	国立大学法人の平成 1 6 事業年度財務諸表における 剰余金の発生要因について【概要】……………	9

各種会計の特徴について

区 分	対 象	主 目 的	利害関係者	会 計		
				記帳形式	認識基準	測定基準
官 庁 会 計	国や地方公共団体の会計 国又は地方公共団体における歳入・歳出及び財産の管理などの経済活動や関連事象	予算とその執行状況の開示 行政目的に応じ、国の財産（特に現金）をどの様に費消したかを記録、計算及び整理	国民、住民	単式簿記	現金主義 現金の授受、すなわち収入、支出の時を捕らえて整理計算し、その時をもって損益の発生として整理	取得原価主義
企 業 会 計	営利企業の会計 企業すなわち営利を目的とする経済組織体における財産の管理その他の経済活動とこれに関連する事象	財政状態・経営成績の開示 企業と密接な関係にある外部利害関係者に対し 委託された財の管理・運営に関する受託責任の明確化 財の分配に与資 意思決定が合理的にできる会計情報の提供	株主、投資家、債権者等	複式簿記	発生主義 現金の授受にかかわらず財産価値の減少又は増加並びに異動の事実の発生の時を基準として計算整理	取得原価主義
独 立 行 政 法 人 会 計	独立行政法人の会計 公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の特性をもつ独立行政法人における財産の管理その他の経済活動とこれに関連する事象	財政状態・運営状況の開示、業績評価のための情報 国民から負託された経済資源を情報開示の対象とし、国民に対し 独立行政法人の財政状態、運営状況を開示 独立行政法人の業績の適正な評価に寄与	国民その他の利害関係者	複式簿記	発生主義 現金の授受にかかわらず財産価値の減少又は増加並びに異動の事実の発生の時を基準として計算整理	取得原価主義
国 立 大 学 法 人 会 計	国立大学法人の会計 公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特性に加え、主たる業務内容が教育・研究である等の特性を持つ国立大学法人における財産の管理その他の経済活動とこれに関連する事象	財政状態・運営状況の開示、業績評価のための情報 国民から負託された経済資源を情報開示の対象とし、国民に対し 国立大学法人の財政状態、経営状況も加味した運営状況を開示 国立大学法人の業績の適正な評価に寄与	国民その他の利害関係者	複式簿記	発生主義 現金の授受にかかわらず財産価値の減少又は増加並びに異動の事実の発生の時を基準として計算整理	取得原価主義

区分	決算書類		検査・監査・監察
官庁会計	国	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出決算報告書 ・歳入決算報告書 ・歳出決算報告書 ・継続費決算報告書 ・国の債務に関する計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 ・会計検査院 ・監査委員
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出決算報告書 ・歳入歳出決算事項別明細書 ・実質収支に関する調書 ・財産に関する調書 	
企業会計	商法	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書 ・貸借対照表 ・営業報告書 ・利益処分案又は損失処理案 ・附属明細書 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役 ・会計監査人（一定規模以上の会社）
	証券取引法	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益処分計算書又は損失金処理計算書 ・附属明細表（以上、連結開示） 	
独立行政法人会計		<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益の処分又は損失の処理に関する書類 ・行政サービス実施コスト計算書 ・附属明細表（固定資産の取得及び処分並びに減価償却費、たな卸資産の明細、有価証券の明細、資本金及び資本剰余金の明細及び増減、目的積立金の取崩しの明細、運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細、役員及び職員の給与費の明細、開示すべきセグメント情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省（政策評価・独立行政法人評価委員会） ・会計検査院 ・主務省（独立行政法人評価委員会） ・監事 ・会計監査人（一定規模以上の法人）
国立大学法人会計		<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益の処分又は損失の処理に関する書類 ・国立大学法人等業務実施コスト計算書 ・附属明細表（独立行政法人における各附属明細書、無償使用国有財産の明細、PFIの明細、出資金の明細、借入金の明細、引当金の明細、寄附金の明細、受託研究の明細等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省（政策評価・独立行政法人評価委員会） ・会計検査院 ・文部科学省（国立大学法人評価委員会） ・監事 ・会計監査人（全大学が対象）

国立大学法人に特徴的な会計の取り扱いについて

国立大学法人の会計の扱いは、基本的に独立行政法人と共通しております。以下、企業会計と比較して特徴的な会計の取り扱いについて説明します。

なお、() は国立大学法人に特有の会計処理であることを意味します。

運営費交付金

国より運営費交付金を受領したときは、運営費交付金債務として負債計上し、行うべき業務を実施すると、その相当額を収益化の基準に従って収益化する仕組みとされており、国立大学法人においては、原則として期間進行基準によることとされている。その他、収益化の基準としては成果進行基準、費用進行基準がある(下表参照)。

固定資産を取得する場合、研究機器等の償却資産の場合は資産見返勘定である資産見返運営費交付金に、美術品などの非償却資産の場合は資本剰余金に振り替える。

減価償却処理を行う都度、資産見返運営費交付金から減価償却費と同額を取り崩しのうえ収益化することにより、損益を均衡させる仕組み。

運営費交付金債務の収益化の基準(独立行政法人と共通)

期間進行基準：時の経過に伴い業務が実施されたとみなして運営費交付金債務を収益化する基準

成果進行基準：業務の実施に伴い運営費交付金債務を収益化する基準(例：プロジェクト研究)

費用進行基準：費用の発生額と同額の業務が実施されたとみなして運営費交付金債務を収益化する基準(例：退職給付)

授業料 ()

当該年度に係る授業料を学生より受領したときは、授業料債務として負債計上し、教育を実施し、または、固定資産を取得する都度、運営費交付金債務と同様の会計処理を行う仕組み。

施設費

国より施設費を受領したときは、預り施設費として負債計上し、建物等の対象資産の取得時に、資本剰余金へ振り替える仕組み。

当該資産が教育研究に用いられる場合、収益の獲得が予定されないため、「減価償却処理の特例」(下述)による会計処理を行う。

寄附金

用途が特定された寄附金を寄附者から受領したときは、預り寄附金として負債計上し、用途に即して費用が発生する都度、その同額を収益化させることにより損益を均衡させる仕組み。

固定資産を取得する場合、運営費交付金債務と同様の会計処理を行う。

減価償却処理の特例

教育研究に用いるため、減価に対応すべき収益の獲得が予定されない償却資産として特定されたもの（例：講堂、研究棟及びそれらに付帯する構築物等）は、当該資産の現在価額を適正に表示するため減価償却処理を行うが、減価償却費について通常の損益処理ではなく、減価償却相当額を資本剰余金から損益外減価償却累計額として減額する方法により会計処理を行う。

国立大学法人の損益計算書は、基本的に当該国立大学法人の運営状況を反映することを目的としているが、こうした資産における減価償却相当額は、各期間に対応すべき収益の獲得が予定されず、資産の取替え更新の財源は国が施設費として措置する仕組みされていることから、国立大学法人の運営責任の範囲外であると考え、減価償却相当額を実質的な資本の減少ととらえる考え方による。

退職給付引当金

運営費交付金により、退職一時金の支払いに充てる財源措置がなされることが明らかであれば、引当金の計上は不要とする仕組み。国から国立大学法人へ承継された教職員についての退職給付引当金の計上は不要である。なお、この取り扱いにより退職給付引当金を計上しない場合、その額は、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額として表示する。

利益処分

損益計算上の利益（剰余金）があれば、前年度からの欠損を補てんし、残額があれば原則、積立金として赤字の補てんにのみ使用可能となるが、文部科学大臣の承認を受ければ、中期計画の範囲内において、国立大学法人の裁量により、例えば教育研究の質の向上などに充てることが可能となる。

図書（ ）

通常の償却資産について、独立行政法人同様50万円以上のものが資産計上の対象であるが、教育研究のために使用する図書は、金額の如何にかかわらず資産計上し、使用中は減価償却処理を行わず、除却時に全額を費用処理する取り扱い。

美術品・収蔵品

美術品・収蔵品は、原則は取得価額により資産計上するが、不明なものは備忘価額（＝1円）による。

セグメント区分（ ）

附属病院を有する国立大学法人について、附属病院を1セグメントとしてセグメント情報の開示を行うことを義務付けている。

国立大学法人の財務諸表の概要

1. 貸借対照表の概要

平成17年3月31日現在

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
固定資産		固定負債	
土地	47,653(52.5%)	資産見返負債(2)	8,313 (9.2%)
建物	24,543(25.1%)	センター債務負担金	8,538 (9.4%)
減価償却累計額	1,779	(3)	
構築物	2,041 (2.0%)	長期借入金(4)	2,896 (3.2%)
減価償却累計額	268	その他	767 (0.8%)
機械装置	189 (0.2%)		
減価償却累計額	34	流動負債	
工具器具備品	6,736 (5.5%)	運営費交付金債務	261 (0.3%)
減価償却累計額	1,718	寄附金債務	1,479 (1.6%)
小 計	77,363(85.3%)	前受受託研究費等	71 (0.1%)
図書(1)	4,762 (5.2%)	短期借入金(5)	1,951 (2.1%)
特許権	13 (0.0%)	その他	3,743 (4.1%)
投資有価証券	291 (0.3%)		
その他	2,029 (2.2%)	合 計	28,020(30.9%)
流動資産		資本の部	
現金及び預金	4,825 (5.3%)	資本金	60,665(66.8%)
未収附属病院収入	1,162 (1.3%)	資本剰余金(6)	2,847(1.1%)
徴収不能引当金	38	損益外減価償却累計額	1,855
医薬品及び診療材料	156 (0.2%)	当期末処分利益(7)	1,103 (1.2%)
その他	232 (0.3%)	その他	13 (0.0%)
		合 計	62,773 (69.1%)
合 計	90,793(100.0%)		

注) 単位未満四捨五入しており、計は必ずしも一致しない。

- (1) 図書は、教育・研究用のもののみであり、事務用は含まない。
- (2) 資産見返負債は、運営費交付金、授業料、寄付金及び国から承継された物品等の償却資産について、取得に際し、その同額を取得財源から振り替え、当該償却資産について、減価償却処理を行う都度、その同額を取り崩しのうえ収益化して損益均衡させる仕組み。
- (3) センター債務負担金は、国立学校特別会計から承継した長期借入金である。
- (4) 長期借入金は、産業融資特別会計借入金の未償還残額及び国立大学法人になってからの新規借入金の残額である。
- (5) 短期借入金は、固定負債のうちセンター債務負担金及び長期借入金に係る平成17年度中の償還予定額である。
- (6) 資本剰余金には、国から承継した診療債権などが含まれる。
- (7) 当期末処分利益は、損益計算書の当期総利益と一致する。

2. 損益計算書の概要

平成16年4月1日～平成17年3月31日

(単位：億円)

経常費用	
業務費 (1)	
教育経費	1,040 (4.4%)
研究経費	2,333 (9.9%)
診療経費	4,284 (18.1%)
その他	1,659 (7.0%)
役員人件費	96 (0.4%)
教員人件費	7,831 (33.2%)
職員人件費	5,124 (21.7%)
人件費小計	<u>13,051 (55.3%)</u>
一般管理費	916 (3.9%)
支払利息	338 (1.4%)
その他	2 (0.0%)
経常費用合計	23,622 (100.0%)
経常収益	
運営費交付金収益	11,655 (47.7%)
学生納付金収益	3,568 (14.6%)
附属病院収益	6,245 (25.5%)
受託研究等収益	1,000 (4.1%)
寄附金収益	520 (2.1%)
資産見返負債戻入	1,004 (4.1%)
その他	462 (1.9%)
経常収益合計	24,454 (100.0%)
経常利益	<u>832 (3.5%) (2)</u>
臨時損失	
承継償却資産	1,358 (85.4%)
その他臨時損失	233 (14.6%)
小計	<u>1,591 (100.0%)</u>
臨時収益	
物品受贈益	1,435 (77.0%)
その他臨時利益	428 (23.0%)
小計	<u>1,863 (100.0%)</u>
臨時利益	<u>271 (17.0%) (3)</u>
当期総利益	<u>1,103 (4.4%) (4)</u>

注) 単位未満四捨五入しており、計は必ずしも一致しない。

- (1) 業務費の表示科目は、通常の消耗品費、水道光熱費等の用途形態に応じてではなく、用途目的に応じて表示している。
- (2) 経常利益率は、経常費用に対する経常利益の比率である。
- (3) 臨時利益率は、臨時損失に対する臨時利益の比率である。
- (4) 当期総利益率は、経常費用と臨時損失の合計に対する当期総利益の比率である。

3. キャッシュ・フロー計算書の概要

平成16年4月1日～平成17年3月31日

(単位：億円)

業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	5,392
人件費支出	12,213
その他の業務支出	2,831
運営費交付金収入	12,422
授業料収入	2,621
入学金収入	458
検定料収入	110
附属病院収入	6,042
受託研究等収入	1,092
寄附金収入	1,489
その他の業務収入	2,511
小計	6,309
国庫納付金の支払額	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,309
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	972
有価証券の売却による収入	653
有形固定資産及び無形固定資産の取得による 施設費による収入	1,404
施設費の精算による返還金の支出	802
施設費の精算による返還金の支出	0
国立大学財務・経営センターへの納付による その他投資活動による支出	0
その他投資活動による収入	3,781
その他投資活動による収入	3,260
小計	1,443
利息及び配当金の受取額	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,440
財務活動によるキャッシュ・フロー	
国立大学財務・経営センター債務負担金の返済	694
短期借入れによる収入	0
長期借入金による収入	538
長期借入金の返済による支出	53
その他収入	34
その他支出	327
小計	502
利息の支払額	328
財務活動によるキャッシュ・フロー	830
資金に係る換算差額	0
資金増加額(又は減少額)	4,039
資金期首残高	198
資金期末残高	4,237()

注) 単位未満四捨五入しており、計は必ずしも一致しない。

() 貸借対照表の現金及び預金に定期預金を含んでいる国立大学法人があるため、資金期末残高と貸借対照表の現金及び預金の金額は一致しない。

4. 国立大学法人等業務実施コスト計算書の概要

平成16年4月1日～平成17年3月31日

(単位：億円)

業務費用	
(1) 損益計算書上の費用	
業務費	22,367
一般管理費	917
財務費用	338
臨時損失	1,531
(2) (控除) 自己収入等	
授業料収益	2,988
入学金収益	472
検定料収益	109
附属病院収益	6,245
受託研究等収益	1,025
寄附金収益	520
その他収益	371
業務費用合計	13,423
損益外減価償却相当額	1,865
引当外退職給付増加見積額	41
機会費用	
国又は地方公共団体の無償又は減額された 使用料による賃借取引の機会費用	47
政府出資の機会費用	819
無利子又は通常よりも有利な条件による 融資取引の機会費用	47
(控除) 国庫納付額	
国立大学法人等業務実施コスト	16,160

注) 単位未満四捨五入しており、計は必ずしも一致しない。

国立大学法人の平成16事業年度財務諸表における剰余金の発生要因について【概要】

平成16事業年度財務諸表における国立大学法人の剰余金

(全89国立大学法人及び全4大学共同利用機関法人合計)

剰余金(当期総利益) 1千103億4千2百万円(費用総額2兆5,213億2千7百万円の4.3%)

- ・基本的には、官庁会計における現金主義から企業会計における発生主義に変更になったことなど会計ルールの変更により発生。

剰余金の発生要因である収益の増の主な要因

未収授業料及び未収附属病院収入・・・・・・・・・・201億4千2百万円

旧国立大学から承継した未収授業料及び未収附属病院収入などの未収金を収益として計上したことによる。移行時(平成16年度)限りの要因。

平成15年度末における医薬品や診療材料の在庫相当額・148億6千8百万円

旧国立大学から承継した医薬品や診療材料の相当額を収益として計上したことによる。移行時(平成16年度)限りの要因。

国から承継された診療機器等の減価償却費相当額・・・・436億6千9百万円

国から承継された附属病院における診療機器等について、独立行政法人と同様、会計ルール上資産見返を勘定計上し、減価償却費を損益に影響させない取り扱いとしているが、当該機器等は減価償却費相当額について収益の獲得が予定されるためその相当額について収益の要因となる。耐用年数期間(数年間)は継続的に影響。

附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費の差額・262億9千2百万円

国から承継された借入金の償還期間と減価償却期間にタイムラグがあることにより、会計ルール上、その差額が剰余金の要因となる。

その他(差し引き)・・・・・・・・・・・・・・・・・・53億7千1百万円

国立大学法人の平成16事業年度財務諸表における剰余金の発生要因について

・国立大学法人における剰余金の位置付け

国立大学法人の主たる事業は教育研究であり、事業の実施によって利益の獲得を目的とするものではなく、基本的には、計画通りに業務を行えば損益が均衡する仕組みとなっており、国立大学法人に適用される会計の仕組みもそれに即したものとなっております。

剰余金は損益計算において収益から費用を差し引いた差額であります。国立大学法人が効果効率的に事業を実施し、自己収入の増や費用の節減などの創意工夫などにより剰余金が生じた場合には、翌事業年度以降に使用することが可能とされております。したがって、国立大学法人においては、株主に対する利益配当に充てることとされている株式会社等とは剰余金の位置付けが根本的に異なり、事業運営上のインセンティブを付与する仕組みとされております。

なお、本年度の剰余金のうち、法人化移行に伴う会計処理により移行時限りの要因によるものが大きな割合を占めております。

・平成16年度決算における剰余金の概況

平成16年度決算における国立大学法人(93法人)の剰余金について、経常利益の合計は、831億9千9百万円(経常費用2兆3千622億4千万円の3.5%)、当期総利益の合計は、1千103億4千2百万円(費用総額(臨時費用含む)2兆5千213億2千7百万円の4.3%)となりました。

剰余金の主な発生要因として、会計の認識基準が国における現金主義から企業会計における発生主義に変更になったことなど会計ルールの変更に伴う移行時限りのものとして、未収授業料及び未収附属病院収入、平成15年度末における医薬品や診療材料の在庫相当額及び国から承継された診療機器等の減価償却費相当額が考えられ、また、国立大学法人における会計ルールによるものとして、附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費の差額などが考えられます。なお、国立大学法人における会計ルールは、基本的に独立行政法人と共通しております。

・平成16年度決算における剰余金の主な要因

剰余金の要因である収益の増の主な要因について説明いたします。なお、剰余金は、こうした収益の増と、平成16年度における教育経費や研究経費などの費用との差し引きにより生じております。

1. 移行時限りの剰余金の要因

【786億7千9百万円】

国立大学法人の資本金額の算定に際しては、土地・建物等の旧国有財産と財政融資資金などからの借り入れにより取得した物品の合計額から借入金の合計額を差し引いた差額を資本金の額としております。

特殊法人などが独立行政法人化した際には、資産の総額から負債の総額を差し引いた

差額を資本金の額としておりますが、こうした独立行政法人と比べ、国立大学法人においては資本金の算定対象を限定したため、国から承継された物品や債権が債務より多い場合には、移行時限りの剰余金が発生することとなります【資料1】。

例えば、移行時に国から承継された未収授業料等の債権や医薬品等のたな卸資産については、臨時利益として移行時限りの剰余金の要因となります。

また、独立行政法人と共通する取り扱いですが、国から承継された物品については、国立大学法人会計基準における会計ルールによって、その相当額について資産見返勘定を立て当該物品の減価償却に際してその相当額を戻入することにより、減価償却費を損益計算に反映させつつも、費用と収益を同額計上して利益又は損失の額に影響させない仕組みとしております。国から承継された附属病院における診療機器等についても、同様の取り扱いとしていることにより、資産見返勘定の戻入による収益に加え、診療機器等の使用により、減価償却費見合いの附属病院収益が獲得されることとなるため、移行後数年間はこうした資産見返勘定の戻入による収益について剰余金の要因となります。

こうした移行時限りの剰余金の発生要因毎の影響額は、以下のとおりと考えられます。

未収授業料及び未収附属病院収入・・・・・・・・・・・・・・・・	201億4千2百万円
平成15年度末における医薬品や診療材料の在庫相当額・・	148億6千8百万円
国から承継された診療機器等の減価償却費相当額・・・・・	436億6千9百万円

2. 将来の収益を先取りしたことによる剰余金の要因 【262億9千2百万円】

国立大学法人の附属病院における診療機器や建物などについては、その大半を財政融資資金からの借入金により整備しております。借入金による整備の前提として、診療収入により当該借入金の償還を行うこととしているため、借入金の償還相当額について収益の獲得が必要となります。

借入金の償還期間が耐用年数期間より短い場合、借入金の償還には、実際の現金の支払いが伴うため、その現金を獲得すべく収益の獲得がなされる必要があります。会計処理上、借入金の元金償還相当額の収益については、直接には見合いの費用が立たないため、剰余金の要因となります。この場合、借入金の元金償還の終了後においては、収益の獲得がなされないことが前提となりますので、借入金の償還と減価償却のタイムラグにより剰余金が生じているといえます【資料2】。

国立大学法人においては、この借入金の償還と減価償却のタイムラグがありますが、総合的にみると借入金の元金償還額が減価償却費を上回っているため、その差額について剰余金の要因となります。このことによる剰余金の影響額は、以下のとおりと考えられます。

附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費の差額・・262億9千2百万円

3. その他 【53億7千1百万円】

以上、収益の増の主な要因について説明いたしましたが、「未収授業料及び未収附属病院収入」について、未収金のうち明らかに回収の見込みが立たないものについて、徴収不能処理を行い費用を立てるなどの処理を行い、費用の増により剰余金に直接には反映されていない場合があります。

「国から承継された診療機器等の減価償却費相当額」や「附属病院に関する借入

金元金償還額と減価償却費の差額」について、減価に見合う附属病院収益の獲得があることを前提としておりますが、必ずしもそのとおり収益が獲得されているとは限りません。

また、各国立大学法人は、法人化のメリットを生かし、創意工夫により附属病院収入その他の業務収入を増収させ、また、一般管理費などの経費を節減したり、計画的な雇用による人件費の管理などの経営努力を行っておりますが、こうした経営努力による収入の増や経費の節減の一部については、国立大学法人の裁量により、平成16年度中に教育研究経費などとして使用している場合があります。

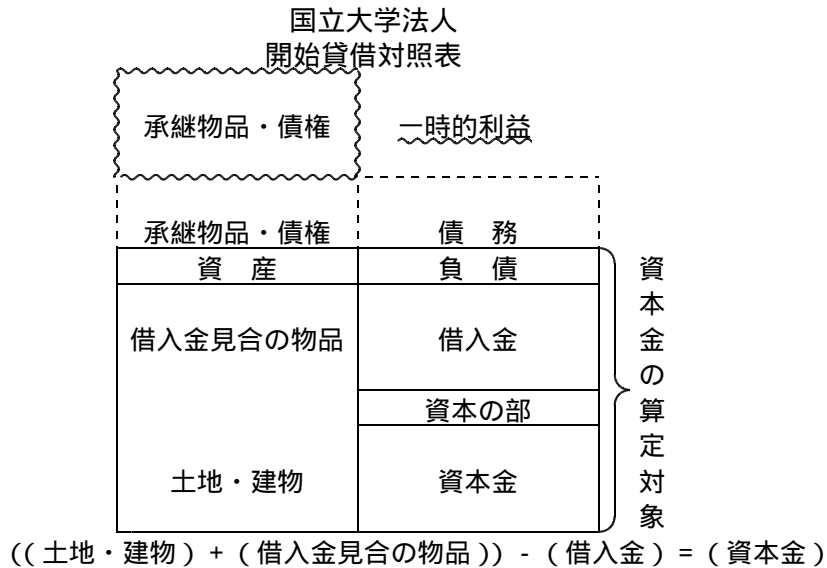
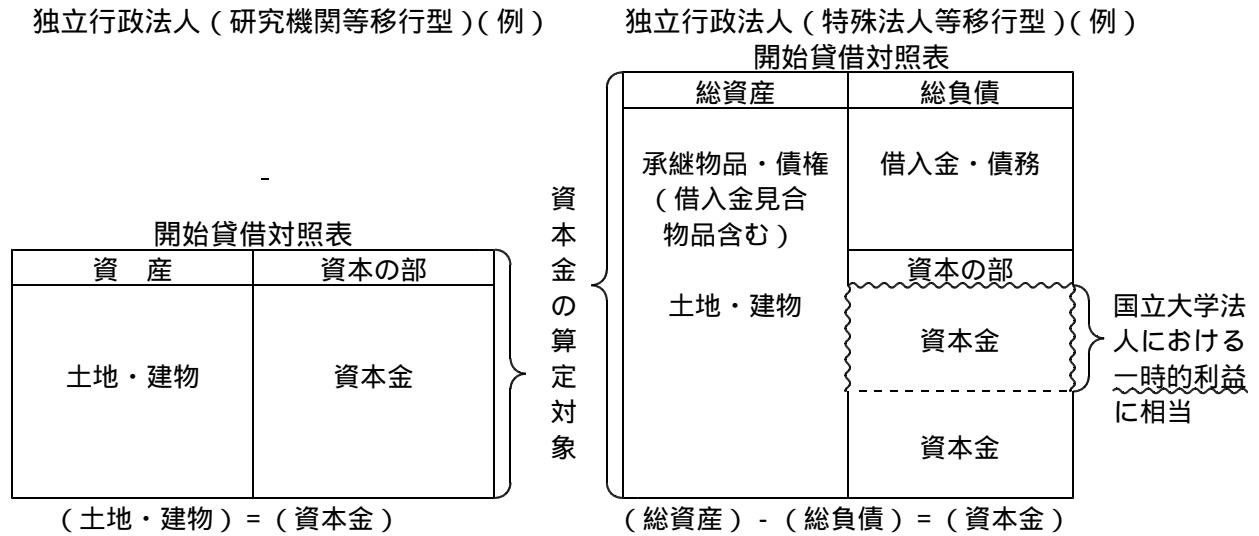
から までの合計額は1千49億7千1百万円であり、剰余金の総額1千103億4千2百万円との差額は、以下のとおりとなります。

その他(差し引き)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53億7千1百万円

・平成16年度決算における剰余金の今後の取り扱い

国立大学法人の平成16年度決算における剰余金は、各国立大学法人の「利益処分(案)」を受け、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により、財務大臣協議が整い次第、文部科学大臣による承認を行い、各国立大学法人が中期計画において剰余金の用途として定めた教育研究の質の一層の向上などに充てていくこととなります。

【資料1】資本金の算定について



国から借入金の承継を受けなかった独立行政法人（研究機関等移行型）は、基本的に、業務遂行に必要な重要な財産的基礎として国から承継された土地・建物などの価額をもって資本金としております。また、国から借入金の承継を受けた独立行政法人（特殊法人等移行型）は、総資産から総負債を差し引いた額をもって資本金としております。

国立大学法人は、主たる事業は教育研究であり事業の実施によって利益の獲得を目的とはしていないこと、業務遂行に必要な重要な財産的基礎として国から土地・建物の承継を受けていることから、資本金の算定にあたっては、基本的には独立行政法人（研究機関等移行型）と同様の位置付けと考えられますが、一方で、一部の国立大学法人においては附属病院の整備などのための借入金の承継を受けているため、独立行政法人（研究機関等移行型）と独立行政法人（特殊法人等移行型）との中間に位置しているといえます。また、国立大学法人においては、借入金により整備した物品についても、業務遂行に必要な重要な財産的基礎であるといえます。

以上を勘案し、国立大学法人は、独立行政法人（研究機関等移行型）の資本金の算定方法を基礎としつつも独立行政法人（特殊法人等移行型）の資本金の算定方法を取り入れ、国から承継された土地及び建物に借入金により整備した物品を資産の算定対象とし、そこから借入金の額を差引きすることにより資本金を算定しております。

【資料2】借入金の償還と減価償却のタイムラグについて

耐用年数10年間の診療機器7百万円を定額法にて減価償却すること、全額借入金にて取得し償還期間7年、元金均等償還にて償還すること、借入金の元金償還に見合う収益の獲得があることを前提とします。

この場合、1から7年目までに、毎年100万円計700万円の収益を獲得し、8から10年目までは収益の獲得が予定されないこととなり、1から7年目までは、毎年30万円計210万円の利益（剰余金）が生じ、8から10年目までに、同額の損失（欠損）が生じることとなります。

（単位：年、万円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
減価償却費	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
借入金 元金償還	100	100	100	100	100	100	100	(70)	(70)	(70)
	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)			
損益	30	30	30	30	30	30	30	70	70	70